



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

B's 事務所通信

11
2017

発行：社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0058 名古屋市昭和区白金3-20-2 発行日：2017年11月1日

TEL 052-881-0404 FAX 052-881-0440 e-mail info@b-z.jp 通巻99号

トピックス 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し④

平成29年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分以後の所得税から適用されることになっています。

今回は、この見直しに伴う、「各種申告書等の様式変更等」を紹介します。



各種申告書等の様式変更等

平成30年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、年末調整において配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、年末調整の時点で給与等の支払者に当該申告書を提出することとされます。また、他の申告書等についても、記載事項の変更等が行われることになっています。次の表をご覧ください。

改正前	改正後	
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	記載事項の変更等 ★その年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出
従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書	従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書	記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書	・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時点で提出
	給与所得者の配偶者控除等申告書	・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定 ・「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時点で提出
給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	記載事項の変更等 ※給与等の支払者が作成



注) 税務署でも、平成30年分以降、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式(上図の太枠部分)を配布することとされています。

今年の年末調整(平成29年分の給与等に関する年末調整)においては、改正前の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」を使いますのでご注意ください。改正後の書類の中で、企業において最初に使うことになるのは、一般的には「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」ということになります。

「過重労働解消キャンペーン」が11月に実施されます！

◆「過重労働解消キャンペーン」とは？

長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっている中、厚生労働省では「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組みを推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組みを集中的に行うそうです。

実施期間は11月1日～30日となっています。

◆主な実施内容

(1) 労使の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組みに関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請が行われ、労使の主体的な取組みが促されます。また、都道府県労働局においても同様の取組みが行われます。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどで地域に紹介します。

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督<監督の対象となる事業場等>

- ・長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ・労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

<重点的に確認される事項>

- ・時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか（法違反が認められた場合は是正指導）
- ・賃金不払残業が行われていないか（法違反が認められた場合は是正指導）
- ・不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導
- ・長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導

<書類送検>

- ・重大・悪質な違反が確認された場合は、送検、公表

(4) 電話相談の実施

都道府県労働局の担当者による、フリーダイヤルでの相談、助言、指導が行われます。

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発

(6) 過重労働解消のためのセミナー開催

全国で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」が開催されます（参加無料）。

「労働時間等設定改善指針」「育児・介護休業指針」が改正されました

◆10月1日より適用

年次有給休暇や子の看護休暇・介護休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、「労働時間等設定改善指針」および「育児・介護休業指針」が改正され、10月1日より適用されています。

いずれも企業に対して義務を課すものではありませんが、「配慮」等が求められていますので、それぞれのポイントをご紹介します。

◆「労働時間等設定改善指針」の改正点

<ポイント1>

「地域の実情に応じ、労働者が子どもの学校休業日や地域のイベント等に合わせて年次有給休暇を取得できるよう配慮すること」が盛り込まれました。

<ポイント2>

「公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者について、公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けることについて検討すること」が盛り込まれました。

<ポイント3>

「仕事と生活の調和や、労働者が転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間を短縮すること、年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討すること」が盛り込まれました。

◆「育児・介護休業指針」の改正点

子の看護休暇及び介護休暇について、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事業主に引き続き雇用された期間が短い労働者でも、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること」が盛り込まれました。

有給休暇取得に関する動向とキッズウィークへの対応

◆10月は取得促進期間

厚生労働省は10月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、広報活動を行っています。企業において、翌年度の年次有給休暇の計画づくりを行う時期が10月とされているためです。

ここでは、有給休暇に関する動向をお伝えします。

◆有給休暇取得の現状

現状として、わが国の有給休暇の取得の状況は低水準にあります。

厚生労働省の「就労条件総合調査」によると、有給休暇の取得率はこの15年間、ずっと50%弱で停滞し続けています。一方で政府は、2020年までに有給取得率を70%以上まで引き上げることが目標として掲げています（内閣府「第4次男女共同参画基本計画」）。

また、有給休暇の平均取得日数でみると、最新(2015年)の平均取得日数は8.8日です（パートタイム労働者を除いた労働者の平均値）。

意外に多い結果とも感じられますが、その実態は、特定企業に勤務する取得日数の多い労働者が平均値を押し上げているだけであり、大半の労働者は有給休暇をほとんど取得できていないということは、現場に近い方なら実感としておわかりではないでしょうか。

◆労働基準法改正で義務化も法整備も進んでいます。

9月に厚労省が公表した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」では、労働基準法の改正案として、使用者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、そのうちの5日を、時季を指定して与えるよう義務化することが盛り込まれています。法案の内容にて改正法が成立すれば、企業は対応を迫られることとなります。

◆キッズウィークの影響と企業対応

また、来年からは、「キッズウィーク」（地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組み）がいよいよスタートします。これにより、小・中学校に通う子どもを扶養する従業員が、学校の日程に合わせて会社を休まざる得なくなり、有給休暇を取得するというものも増えそうです。企業の対応策としては、例えば、「年次有給休暇の計画的付与制度」の活用などが考えられます。自社の現状に照らしあわせ、年次有給休暇の無理のない計画づくりを行いたいものです。

知っていますか？ 新卒採用に役立つ「ユースエール認定制度」

◆2018年卒業予定者の内定率は80%超

9月中旬に株式会社マイナビが公表した調査結果で、2018年卒業予定の大学生・大学院生の8月時点の内々定率は82.7%と、前年同月比で5.2ポイント上回りました。中でも、理系院生の内々定率は94.5%、理系男子で89.6%、理系女子で87.6%と、非常に高い結果となりました。しかし、未内定者も含めて約3割が「就職活動を継続する」と回答しており、多くの企業が内定式を行う10月を過ぎた今も、就職活動を続けている学生がいます。

◆学生は「個人の生活と仕事を両立させたい」

株式会社ディスコが行った「大学生就職意識調査」の結果によれば、「楽しく働きたい」(29.7%)、「個人の生活と仕事を両立させたい」(26.2%)、「人のためになる仕事をしたい」(16.1%)と答えた学生が多く、特に「個人の生活と仕事を両立させたい」は、他の2つと異なり前年比でポイントを伸ばしています。例年より大手志向の学生が多く、中小企業では予定採用数に達していないところが多くあると見られています。

◆中小企業のための「ユースエール認定制度」

この制度は、大手企業より不利とされる中小企業の採用活動を支援するため、2015年10月に施行された若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業を、国が認定するものです。認定企業のメリットとして、(1)ハローワークで重点的にPRしてもらえる、(2)若者雇用促進総合サイトで紹介される、(3)認定企業限定の就職面接会に参加できる、(4)キャリアアップ助成金・人材開発支援助成金・トライアル雇用助成金の助成額がアップされる、(5)日本政策金融公庫の低利融資が受けられる、などがあります。

◆他企業との差別化に有効？

今年8月末時点の認定企業数は全国で232社とまだまだ少ないことから、今のうちに認定を受ければ、他社よりも「ワークライフバランス重視の企業」と学生に感じてもらえるかもしれません。ただし、認定を受けるには所定外労働時間数や有給取得率で一定の要件を満たしていること、人材育成の仕組みが整っていること等が求められます。若手の採用や定着率アップに取り組みたいと考えている場合は、認定を受けることも検討してみてもいいかもしれません。

トビックス 平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況

平成 29 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 25 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。



平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 28 年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額 () 内は平成 28 年度	発効年月日
北海道	810 円 (786 円)	10 月 1 日	滋 賀	813 円 (788 円)	10 月 5 日
青 森	738 円 (716 円)	10 月 6 日	京 都	856 円 (831 円)	10 月 1 日
岩 手	738 円 (716 円)	10 月 1 日	大 阪	909 円 (883 円)	9 月 30 日
宮 城	772 円 (748 円)	10 月 1 日	兵 庫	844 円 (819 円)	10 月 1 日
秋 田	738 円 (716 円)	10 月 1 日	奈 良	786 円 (762 円)	10 月 1 日
山 形	739 円 (717 円)	10 月 6 日	和歌山	777 円 (753 円)	10 月 1 日
福 島	748 円 (726 円)	10 月 1 日	鳥 取	738 円 (715 円)	10 月 6 日
茨 城	796 円 (771 円)	10 月 1 日	島 根	740 円 (718 円)	10 月 1 日
栃 木	800 円 (775 円)	10 月 1 日	岡 山	781 円 (757 円)	10 月 1 日
群 馬	783 円 (759 円)	10 月 7 日	広 島	818 円 (793 円)	10 月 1 日
埼 玉	871 円 (845 円)	10 月 1 日	山 口	777 円 (753 円)	10 月 1 日
千 葉	868 円 (842 円)	10 月 1 日	徳 島	740 円 (716 円)	10 月 5 日
東 京	958 円 (932 円)	10 月 1 日	香 川	766 円 (742 円)	10 月 1 日
神奈川	956 円 (930 円)	10 月 1 日	愛 媛	739 円 (717 円)	10 月 1 日
新 潟	778 円 (753 円)	10 月 1 日	高 知	737 円 (715 円)	10 月 13 日
富 山	795 円 (770 円)	10 月 1 日	福 岡	789 円 (765 円)	10 月 1 日
石 川	781 円 (757 円)	10 月 1 日	佐 賀	737 円 (715 円)	10 月 6 日
福 井	778 円 (754 円)	10 月 1 日	長 崎	737 円 (715 円)	10 月 6 日
山 梨	784 円 (759 円)	10 月 14 日	熊 本	737 円 (715 円)	10 月 1 日
長 野	795 円 (770 円)	10 月 1 日	大 分	737 円 (715 円)	10 月 1 日
岐 阜	800 円 (776 円)	10 月 1 日	宮 崎	737 円 (714 円)	10 月 6 日
静 岡	832 円 (807 円)	10 月 4 日	鹿 児 島	737 円 (715 円)	10 月 1 日
愛 知	871 円 (845 円)	10 月 1 日	沖 縄	737 円 (714 円)	10 月 1 日
三 重	820 円 (795 円)	10 月 1 日			
全国加重平均額				848 円	(823 円)

お仕事 カレンダー 11月



- | | |
|-------|---|
| 11/10 | <ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ●10 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 11/15 | <ul style="list-style-type: none"> ●所得税予定納税額の減税申請 |
| 11/30 | <ul style="list-style-type: none"> ●10 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●所得税の予定納税額の支払 ●個人事業税の納付(納付対象:第2期分) ●9 月決算法人の確定申告・翌年 3 月決算法人の中間申告 ●12 月・翌年 3 月・6 月決算法人の消費税の中間申告 |

◆あとがき◆ 引越が決まりました。移転先は御器所交差点付近のオフィスビルです。スペースを確保し、増員予定です。地下鉄駅からすぐ、コインパーキングも周囲に多数あります。遠くなってしまうお客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご容赦願ひまして、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。